

新富町 地域防災計画

目 次

【総則編】

第1章 総 則

第1節 目的

第2節 計画の方針、構成

第1項 計画の基本方針----- 1章2節-1

第2項 計画の構成----- 1章2節-3

第3節 町の概況

第1項 地勢、自然条件、社会条件----- 1章3節-1

第4節 風水害等の想定

第1項 既往災害事例----- 1章4節-1

第2項 風水害及びその他の災害の想定----- 1章4節-5

第3項 災害危険箇所----- 1章4節-6

第5節 地震・津波害と被害想定

第1項 震災対策の基本的な考え方----- 1章5節-1

第2項 新富町を取り巻く地震環境----- 1章5節-2

第3項 宮崎県における地震・津波被害----- 1章5節-4

第4項 日向灘地震の特徴と被害想定概要----- 1章5節-9

第5項 えびの・小林地震の特徴と被害想定概要----- 1章5節-12

第6項 東南海・南海地震の特徴と被害想定概要----- 1章5節-14

第7項 南海トラフ巨大地震の特徴と被害想定概要----- 1章5節-16

第6節 防災関係機関の業務大綱

第1項 実施責任----- 1章6節-1

第2項 住民の責務----- 1章6節-15

第3項 減災に向けた町民の取り組み----- 1章6節-15

第4項 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進----- 1章6節-15

第5項 災害及び社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正----- 1章6節-15

【一般災害対策編】

第1章 災害予防対策計画

第1節 町防災会議・災害対策本部運用計画

第1項 町防災会議運用計画----- 1章1節-1

第2項 町災害対策本部組織計画----- 1章1節-2

第2節 治水治山予防計画

第1項 河川対策----- 1章2節-2

第2項 海岸対策----- 1章2節-3

第3項 ため池対策----- 1章2節-4

第4項 治山対策----- 1章2節-5

第3節 土砂災害防止計画

第1項 急傾斜地・地すべり崩壊防止、がけ地近接住宅移転事業 ----- 1章3節-2

第2項 土石流災害防止対策----- 1章3節-4

第3項 山地災害防止対策----- 1章3節-6

第4項 土砂災害防止法の措置----- 1章3節-6

第4節 都市防災計画

第1項 用途地域指定計画----- 1章4節-1

第2項 土地区画整理事業計画----- 1章4節-3

第3項 公園・緑地整備計画----- 1章4節-4

第4項 開発規制や建築物不燃化等による防災対策 ----- 1章4節-5

第5節 建築物及び文化財等災害予防計画

第1項 一般建築物災害予防対策----- 1章5節-2

第2項 公共施設災害予防対策----- 1章5節-4

第3項 教育施設等災害予防対策----- 1章5節-6

第4項 文化財災害予防対策----- 1章5節-7

第6節 農業災害予防計画

第1項 農業施設災害予防計画----- 1章6節-2

第2項 農作物災害予防計画----- 1章6節-3

第3項 災害予防に関する試験研究の推進 ----- 1章6節-4

第4項 防災思想の普及及び防災訓練の実施 ----- 1章6節-4

第5項 防災基盤の整備----- 1章6節-5

第6項 防災営農体制の整備----- 1章6節-5

第7節 火災予防計画

第1項 消防力・消防等の整備強化対策 ----- 1章7節-1

第2項 火災予防対策----- 1章7節-5

第3項	防火管理体制の強化対策	1章7節-6
第4項	予防指導・査察計画	1章7節-7
第8節	林野火災予防計画	
第1項	監視体制等の強化	1章8節-2
第2項	消防体制の整備	1章8節-3
第3項	予防施設の整備	1章8節-4
第4項	林野火災対策用資機材の整備	1章8節-4
第5項	防火思想の普及	1章8節-5
第9節	危険物等災害予防計画	
第1項	危険物災害予防対策	1章9節-2
第2項	高圧ガス災害予防対策	1章9節-3
第3項	火薬類災害予防対策	1章9節-3
第4項	毒物劇物災害予防対策	1章9節-4
第5項	輸送対策	1章9節-4
第10節	高層建築物災害予防計画	
第1項	高層建築物災害予防計画	1章10節-1
第11節	公益事業等施設災害予防計画	
第1項	電気施設災害予防対策	1章11節-1
第2項	ガス施設災害予防対策	1章11節-4
第3項	通信施設災害予防対策	1章11節-8
第12節	上水道、排水施設災害予防計画	
第1項	上水道、排水施設災害予防計画	1章12節-2
第13節	交通施設災害予防計画	
第1項	道路整備計画	1章13節-2
第2項	のり面崩壊対策	1章13節-3
第3項	道路施設等の点検・整備計画	1章13節-4
第4項	鉄道施設	1章13節-5
第14節	緊急輸送体制の整備計画	
第1項	緊急輸送体制の整備	1章14節-1
第15節	防災施設、資機材等整備計画	
第1項	防災中枢機能等の確保・充実	1章15節-2
第2項	災害時用ヘリポートの整備	1章15節-4
第3項	装備資機材等の整備充実	1章15節-8
第4項	医療救護体制の整備	1章15節-9
第5項	給水体制の整備	1章15節-11
第6項	水防施設・設備整備計画	1章15節-12
第7項	消防施設・設備整備計画	1章15節-13
第16節	災害備蓄物資等整備計画	

第1項	備蓄物資の整備計画-----	1章16節-2
第2項	食糧及び生活必需品等の調達、供給体制の整備-----	1章16節-3
第17節	情報通信施設等整備計画	
第1項	無線通信施設の整備-----	1章17節-1
第2項	有線通信施設の整備-----	1章17節-3
第3項	優先通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備-----	1章17節-4
第4項	防災相互通信用無線の整備-----	1章17節-5
第5項	各種防災情報システムの整備-----	1章17節-5
第18節	気象等観測体制整備計画	
第1項	気象等観測体制の整備-----	1章18節-1
第19節	避難収容体制の整備計画	
第1項	避難計画の策定と避難対象地区の指定-----	1章19節-2
第2項	指定緊急避難場所の整備-----	1章19節-3
第3項	指定避難所の整備-----	1章19節-4
第4項	避難路の整備-----	1章19節-6
第5項	避難場所等の広報と周知-----	1章19節-8
第6項	応急仮設住宅供与体制の整備-----	1章19節-9
第20節	風水害災害発生直前における体制の整備計画	
第1項	災害発生直前における体制の整備-----	1章20節-2
第21節	広域受援・応援体制整備計画	
第1項	市町村間の相互協力体制の整備-----	1章21節-1
第2項	県、町と自衛隊との連携体制の整備-----	1章21節-2
第3項	防災関係機関の連携体制の整備-----	1章21節-2
第4項	応援活動のための体制整備-----	1章21節-4
第22節	要配慮者対策計画	
第1項	社会福祉施設、病院等の対策-----	1章22節-2
第2項	避難行動要支援者救護体制の整備-----	1章22節-5
第3項	要配慮者対策-----	1章22節-9
第4項	観光客等及び外国人に対する防災対策の充実-----	1章22節-10
第5項	帰宅困難者対策-----	1章22節-12
第23節	自主防災組織整備計画	
第1項	自主防災組織育成計画-----	1章23節-2
第2項	自主防災活動計画-----	1章23節-7
第3項	事業所防災活動の推進-----	1章23節-9
第24節	防災知識普及計画	
第1項	職員に対する防災教育-----	1章24節-2
第2項	防災上考慮すべき施設管理者の教育-----	1章24節-3
第3項	一般住民に対する防災知識の普及-----	1章24節-4

第4項	防災に関する調査研究計画	1章24節-7
第5項	防災意識調査	1章24節-7
第6項	防災相談	1章24節-8
第25節	訓練計画	
第1項	総合防災訓練	1章25節-2
第26節	災害復旧・復興への備え	
第1項	災害復旧・復興への備え	1章26節-1
第27節	ボランティアの環境整備計画	
第1項	ボランティアの環境整備	1章27節-1
第28節	地区防災計画の策定	
第1項	地区防災計画の策定	1章28節-1
第29節	災害教訓の伝承	
第1項	災害教訓の伝承	1章29節-1

第2章 災害応急対策計画

第1節	災害対策本部組織計画	
第1項	災害対策本部組織計画	2章1節-1
第2節	災害救助法適用計画	
第1項	災害救助法の適用基準	2章2節-1
第2項	災害救助法の適用手続	2章2節-8
第3項	救助の実施	2章2節-9
第4項	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	2章2節-10
第5項	基本法の定める応急処置	2章2節-10
第3節	動員配備計画	
第1項	町の動員配備計画	2章3節-1
第2項	指定地方行政機関等の動員配備計画	2章3節-5
第3項	風水害の事前対策	2章3節-5
第4節	自衛隊災害派遣要請計画	
第1項	災害派遣要請基準	2章4節-1
第2項	派遣要請要領	2章4節-2
第5節	広域受援・応援活動計画	
第1項	県市町村間等の応援要請	2章5節-1
第2項	警察・消防機関への応援要請	2章5節-5
第3項	指定地方行政機関または指定公共機関等への応援要請	2章5節-5
第4項	防災救急ヘリコプターの応援要請	2章5節-6
第5項	応援の受入れに関する措置	2章5節-7

第6項	応援の実施	-----	2章5節-7
第6節	気象予報・警報等伝達計画		
第1項	予報・警報等の種類・基準	-----	2章6節-2
第2項	注意報・警報等の伝達系統	-----	2章6節-10
第3項	洪水予報・水防警報	-----	2章6節-12
第7節	被害情報等収集伝達計画		
第1項	災害情報の収集	-----	2章7節-2
第2項	被害情報の調査要領、伝達	-----	2章7節-3
第3項	被害情報の報告基準	-----	2章7節-5
第4項	通信計画	-----	2章7節-12
第8節	災害広報計画		
第1項	広報体制の整備	-----	2章8節-1
第2項	広報要領	-----	2章8節-2
第3項	広報の実施方法	-----	2章8節-6
第9節	避難者収容計画		
第1項	避難情報の発令等及び伝達	-----	2章9節-2
第2項	避難誘導及び移送	-----	2章9節-14
第3項	避難所の開設、運営	-----	2章9節-16
第4項	学校、病院等の避難対策	-----	2章9節-22
第5項	収容施設の確保	-----	2章9節-22
第6項	避難生活環境の確保	-----	2章9節-22
第7項	要配慮者等を考慮した避難対策	-----	2章9節-24
第10節	水防計画		
第1項	実施内容	-----	2章10節-1
第2項	水防非常配置	-----	2章10節-7
第11節	消防計画		
第1項	消防活動の体制	-----	2章11節-1
第2項	消防活動の実施	-----	2章11節-2
第12節	大規模な火事災害応急対策計画		
第1項	町の活動体制の確立	-----	2章12節-1
第2項	気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置	-----	2章12節-2
第3項	災害情報の収集・連絡	-----	2章12節-3
第4項	消火活動	-----	2章12節-5
第5項	避難収容活動	-----	2章12節-6
第6項	被災者等への的確な情報伝達活動	-----	2章12節-7
第13節	土砂災害応急対策計画		
第1項	町及び関係機関相互の情報連絡	-----	2章13節-1
第2項	警戒体制の確立	-----	2章13節-7

第3項	災害発生時の報告	-----	2章13節-8
第4項	救助活動	-----	2章13節-8
第14節	救出・警備計画		
第1項	救出対策	-----	2章14節-1
第2項	警備計画	-----	2章14節-4
第15節	医療救護計画		
第1項	災害救助法に基づく措置	-----	2章15節-1
第2項	医療体制	-----	2章15節-3
第3項	搬送体制の確保	-----	2章15節-11
第4項	情報収集・連絡体制	-----	2章15節-12
第5項	集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策	-----	2章15節-13
第16節	給水計画		
第1項	給水計画	-----	2章16節-1
第17節	食糧供給計画		
第1項	食糧供給計画	-----	2章17節-1
第18節	生活必需品等供給計画		
第1項	生活必需品等供給計画	-----	2章18節-1
第19節	交通対策計画		
第1項	陸上の交通対策	-----	2章19節-1
第20節	緊急輸送計画		
第1項	輸送対象の想定	-----	2章20節-1
第2項	緊急通行車両の確認	-----	2章20節-6
第3項	緊急通行車両の事前届出	-----	2章20節-10
第4項	緊急輸送等に係る措置	-----	2章20節-13
第5項	災害救助法に基づく措置	-----	2章20節-13
第6項	自動車運転者のとるべき措置及び義務	-----	2章20節-14
第7項	道路（緊急輸送道路）の応急復旧	-----	2章20節-16
第21節	防疫、災害廃棄物、食品及び保健衛生対策計画		
第1項	防疫対策	-----	2章21節-1
第2項	災害廃棄物対策	-----	2章21節-6
第3項	食品及び保健衛生対策	-----	2章21節-9
第4項	愛護動物の救護の実施	-----	2章21節-12
第22節	行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する計画		
第1項	行方不明者及び遺体の搜索	-----	2章22節-1
第2項	遺体の確認、埋葬の実施	-----	2章22節-2
第23節	障害物除去計画		
第1項	障害物の除去	-----	2章23節-1
第24節	文教対策計画		

第1項	学校教育対策-----	2章24節-1
第2項	文化財応急対策-----	2章24節-6
第25節	応急仮設住宅建設等計画	
第1項	仮設住宅・住宅応急修理体制-----	2章25節-1
第2項	広域一時滞在-----	2章25節-6
第26節	要員確保計画	
第1項	労働者等確保の手段-----	2章26節-1
第2項	公共職業安定所等の労働者確保-----	2章26節-2
第27節	ボランティア応急活動計画	
第1項	ボランティア参加の受入れ-----	2章27節-1
第2項	ボランティア活動の内容-----	2章27節-5
第3項	ボランティア支援・連携-----	2章27節-6
第4項	ボランティア活動支援システム-----	2章27節-7
第28節	義援金品計画	
第1項	義援金品配分計画-----	2章28節-1
第29節	公共土木施設災害応急対策計画	
第1項	道路施設対策-----	2章29節-1
第2項	鉄道施設対策-----	2章29節-2
第30節	上水道施設災害応急対策計画	
第1項	上水道施設災害応急対策-----	2章30節-1
第31節	公益事業等施設災害応急対策計画	
第1項	電力施設災害応急対策-----	2章31節-1
第2項	ガス施設災害応急対策-----	2章31節-6
第3項	通信施設災害応急対策-----	2章31節-7
第4項	事業者間の連絡・協力-----	2章31節-12
第32節	高層建築物災害応急対策計画	
第1項	消防機関-----	2章32節-1
第2項	警察-----	2章32節-3
第33節	危険物等災害応急対策計画	
第1項	発災直後の災害情報の収集・連絡-----	2章33節-2
第2項	危険物災害応急対策-----	2章33節-3
第3項	高圧ガス災害応急対策-----	2章33節-5
第4項	火薬類災害応急対策-----	2章33節-7
第5項	毒物劇物災害応急対策-----	2章33節-8
第6項	海上流出油災害応急対策-----	2章33節-9
第7項	町の活動体制の確立-----	2章33節-11
第8項	危険物等取扱事業者の活動体制の確立-----	2章33節-11
第9項	災害の拡大防止活動-----	2章33節-11

第 10 項	救助・救急及び消火活動	-----	2 章 33 節-12
第 11 項	危険物等の大量流出に対する応急対策	-----	2 章 33 節-13
第 12 項	避難収容活動	-----	2 章 33 節-13
第 13 項	被災者等への的確な情報伝達活動	-----	2 章 33 節-14
第 34 節	農林水産業用施設等災害応急対策計画		
第 1 項	農林水産業用施設等災害応急対策	-----	2 章 34 節- 1
第 35 節	林野火災応急対策計画		
第 1 項	町の活動体制	-----	2 章 35 節- 2
第 2 項	火災通報等	-----	2 章 35 節- 3
第 3 項	火災通報等伝達系統	-----	2 章 35 節- 4
第 4 項	林野火災マップによる情報の連絡	-----	2 章 35 節- 5
第 5 項	消火活動及び救急・救助活動	-----	2 章 35 節- 6
第 6 項	住民等の避難及び救助対策	-----	2 章 35 節-11
第 7 項	被災者等への的確な情報伝達活動	-----	2 章 35 節-12
第 8 項	二次災害の防止活動	-----	2 章 35 節-12
第 9 項	林野火災対策資料の作成	-----	2 章 35 節-13
第 36 節	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持		
第 1 項	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持	-----	2 章 36 節- 1
第 2 項	帰宅困難者対策	-----	2 章 36 節- 3
第 37 節	被災者等への的確な情報伝達活動		
第 1 項	被災者・町民への的確な情報伝達	-----	2 章 37 節- 1
第 2 項	相談窓口の設置	-----	2 章 37 節- 3
第 3 項	住民等からの被災者の安否確認について	-----	2 章 37 節- 4

第 3 章 災害復旧対策計画

第 1 節	地域の復旧・復興の基本的方向の決定		
第 1 項	被害が比較的軽い場合の基本的方向	-----	3 章 1 節- 1
第 2 項	被害が甚大な場合の基本的方向	-----	3 章 1 節- 2
第 2 節	災害復旧事業の推進計画		
第 1 項	復旧事業計画	-----	3 章 2 節- 1
第 2 項	復旧計画に伴う財政援助	-----	3 章 2 節- 4
第 3 節	激甚災害の指定		
第 1 項	激甚災害の指定	-----	3 章 3 節- 1
第 4 節	計画的復興の進め方		
第 1 項	災害復興対策本部の設置	-----	3 章 4 節- 1
第 2 項	災害復興方針・計画の策定	-----	3 章 4 節- 2
第 3 項	災害復興事業の実施	-----	3 章 4 節- 2

第5節 被災者の生活確保計画

- 第1項 住宅の確保 ----- 3章5節-1
- 第2項 雇用機会の確保 ----- 3章5節-3
- 第3項 災害相談窓口 ----- 3章5節-3
- 第4項 租税の徴収猶予及び減免等 ----- 3章5節-4

第6節 財政援助の確保

- 第1項 金融措置 ----- 3章6節-1
- 第2項 郵政事業の特例措置 ----- 3章6節-9
- 第3項 罹災証明の発行 ----- 3章6節-9

【地震災害対策編】

第 1 章 地震災害予防計画

第 1 節 地震防災緊急事業の推進計画

第 1 項 地震防災緊急事業の推進 ----- 1 章 1 節- 1

第 2 節 地震に強いまちづくり

第 1 項 地震に強いまちづくり ----- 1 章 2 節- 1

第 3 節 河川・ため池・治山・砂防施設の整備と管理計画

第 1 項 河川・ため池・治山・砂防施設の整備と管理 ----- 1 章 3 節- 1

第 4 節 公益事業等施設災害予防計画

第 1 項 電気施設災害予防対策 ----- 1 章 4 節- 1

第 2 項 ガス施設災害予防対策 ----- 1 章 4 節- 3

第 3 項 通信施設災害予防対策 ----- 1 章 4 節- 3

第 5 節 上水道、排水施設災害予防計画

第 1 項 上水道、排水施設災害予防 ----- 1 章 5 節- 1

第 6 節 道路交通施設関係施設の整備と管理計画

第 1 項 道路整備計画 ----- 1 章 6 節- 1

第 2 項 鉄道施設 ----- 1 章 6 節- 2

第 7 節 危険物等施設の安全確保

第 1 項 危険物等施設の安全確保 ----- 1 章 7 節- 2

第 8 節 情報通信施設等整備計画

第 1 項 情報の収集・連絡体制の整備 ----- 1 章 8 節- 1

第 2 項 被災者への的確な情報伝達体制の整備計画 ----- 1 章 8 節- 3

第 9 節 地震防災活動体制の整備計画

第 1 項 災害応急体制の整備計画 ----- 1 章 9 節- 1

第 2 項 二次災害防止体制の整備計画 ----- 1 章 9 節- 4

第 10 節 救出・救助・救急・医療体制の整備計画

第 1 項 救出・救助・救急・医療体制の整備 ----- 1 章 10 節- 1

第 11 節 消火活動体制の整備計画

第 1 項 消火活動体制の整備 ----- 1 章 11 節- 1

第 12 節 緊急輸送体制の整備計画

第 1 項 緊急輸送体制の整備 ----- 1 章 12 節- 1

第 13 節 防災施設、設備等の整備計画

第 1 項 避難収容体制の整備 ----- 1 章 13 節- 2

第 2 項 食料、飲料水等の供給体制の整備 ----- 1 章 13 節- 3

第 14 節 地域の防災力の向上

第1項	防災知識の普及、訓練及び自主防災組織の育成強化	-----	1章14節-1
第15節	災害復旧・復興への備え		
第1項	災害復旧・復興への備え	-----	1章15節-1
第16節	地区防災計画の策定		
第1項	地区防災計画の策定	-----	1章16節-1
第17節	災害教訓の伝承		
第1項	災害教訓の伝承	-----	1章17節-1
第18節	地震災害に関する調査等の推進		
第1項	地震災害に関する調査等の推進	-----	1章18節-1

第2章 地震災害応急対策計画

第1節	災害対策本部、災害警戒本部組織計画		
第1項	災害対策本部及び災害警戒本部組織計画	-----	2章1節-1
第2節	情報収集伝達計画		
第1項	地震情報の収集・連絡及び通信の確保	-----	2章2節-1
第2項	自衛隊の災害派遣	-----	2章2節-11
第3項	広域的な応援体制	-----	2章2節-12
第3節	動員配備・応急活動体制計画		
第1項	動員配備・応急活動体制	-----	2章3節-1
第4節	救出医療計画		
第1項	救助・救急活動	-----	2章4節-1
第2項	消火活動	-----	2章4節-3
第3項	医療活動	-----	2章4節-5
第5節	避難収容計画		
第1項	避難収容活動	-----	2章5節-1
第2項	応急仮設住宅の提供	-----	2章5節-5
第6節	被災地の応急活動計画		
第1項	救急輸送のための交通の確保	-----	2章6節-1
第2項	緊急輸送	-----	2章6節-2
第3項	食糧・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	-----	2章6節-7
第4項	保健衛生、防疫等に関する活動	-----	2章6節-8
第5項	施設の応急復旧等	-----	2章6節-11
第7節	二次災害の防止活動		
第1項	水害、土砂災害対策	-----	2章7節-1
第2項	建築物等の倒壊対策	-----	2章7節-3
第3項	爆発及び有害物質による二次災害対策	-----	2章7節-4
第4項	宅地等の崩壊対策	-----	2章7節-6

第8節	ライフライン施設の応急復旧	
第1項	ライフライン途絶時の代替対策	2章8節-1
第2項	ライフライン施設の応急復旧	2章8節-2
第3項	事業者間の連絡・協力	2章8節-2
第9節	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持	
第1項	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持	2章9節-1
第2項	帰宅困難者対策	2章9節-1
第10節	被災者への的確な情報伝達活動	
第1項	被災者・町民への的確な情報伝達	2章10節-1
第2項	相談窓口の設置	2章10節-2
第3項	町民等からの被災者の安否確認について	2章10節-2
第11節	文教対策計画	
第1項	学校教育対策	2章11節-1
第2項	文化財応急対策	2章11節-2
第12節	自発的支援の受入れ	
第1項	ボランティアの受入れ	2章12節-1
第2項	義援物資、義援金の受入れ	2章12節-3
第13節	災害救助法の適用	
第1項	災害救助法の適用	2章13節-1
第14節	農林水産関係対策計画	
第1項	農産物応急対策	2章14節-1
第2項	家畜応急対策	2章14節-2
第3項	林産物応急対策	2章14節-2
第4項	水産物応急対策	2章14節-3

第3章 復旧・復興計画

第1節 地域の復旧、復興の基本的方向の決定

第1項 被害が比較的軽い場合の基本的方向の決定 ----- 3章1節-1

第2項 被害が甚大な場合の基本的方向 ----- 3章1節-1

第2節 迅速な現状復旧の進め方

第1項 公共施設災害復旧計画----- 3章2節-1

第2項 激甚災害の指定----- 3章2節-1

第3節 計画的復興の進め方

第1項 震災復興対策本部の設置----- 3章3節-1

第2項 災害復興方針・計画の策定 ----- 3章3節-1

第3項 震災復興事業の実施----- 3章3節-2

第4節 被災者の生活再建等の支援

第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置 ----- 3章4節-1

第2項 生活確保資金の融資等----- 3章4節-2

第3項 雇用の確保----- 3章4節-2

第4項 税対策等による被災者負担の軽減 ----- 3章4節-3

第5項 住宅確保の支援----- 3章4節-3

【津波災害対策編】

第 1 章 津波災害予防計画

第 1 節 津波に強いまちづくり計画

第 1 項 津波に強いまちづくり ----- 1 章 1 節- 1

第 2 節 海岸・河川の整備と管理

第 1 項 海岸と河川の整備と管理 ----- 1 章 2 節- 1

第 3 節 道路等交通関係施設の整備と管理

第 1 項 道路整備計画 ----- 1 章 3 節- 1

第 2 項 道路施設等の点検・整備計画 ----- 1 章 3 節- 2

第 3 項 鉄道施設 ----- 1 章 3 節- 2

第 4 項 漁港施設 ----- 1 章 3 節- 3

第 4 節 公益事業等施設災害予防計画

第 1 項 電気施設災害予防対策 ----- 1 章 4 節- 1

第 2 項 ガス施設災害予防対策 ----- 1 章 4 節- 2

第 3 項 通信施設災害予防対策 ----- 1 章 4 節- 2

第 5 節 上水道、排水施設災害予防計画

第 1 項 上水道、排水施設災害予防 ----- 1 章 5 節- 1

第 6 節 危険物等施設の安全確保

第 1 項 危険物等施設の安全確保 ----- 1 章 6 節- 1

第 7 節 防災基盤・施設等の緊急整備

第 1 項 防災基盤 ----- 1 章 7 節- 1

第 8 節 情報通信施設等整備計画

第 1 項 情報の収集・連絡体制の整備 ----- 1 章 8 節- 1

第 2 項 被災者への的確な情報伝達体制の整備計画 ----- 1 章 8 節- 3

第 9 節 活動体制の整備

第 1 項 災害応急体制の整備 ----- 1 章 9 節- 1

第 2 項 二次災害防止体制の整備計画 ----- 1 章 9 節- 2

第 10 節 救出・救助・救急・医療体制の整備計画

第 1 項 救急・救助・救急・医療体制の整備計画 ----- 1 章 10 節- 1

第 11 節 消火活動体制の整備計画

第 1 項 消火活動体制の整備 ----- 1 章 11 節- 1

第 12 節 緊急輸送体制の整備計画

第 1 項 緊急輸送体制の整備 ----- 1 章 12 節- 1

第 13 節 避難収容体制の整備

第 1 項 避難収容体制の整備 ----- 1 章 13 節- 1

第 14 節	災害備蓄物資等整備計画	
第 1 項	備蓄物資の整備計画	1 章 14 節- 1
第 2 項	食糧および生活必需品等の調達、供給体制の整備	1 章 14 節- 2
第 15 節	要配慮者に係る安全確保体制の整備	
第 1 項	社会福祉施設等の防災体制の充実	1 章 15 節- 2
第 2 項	避難行動要支援者の救護体制の整備	1 章 15 節- 2
第 3 項	要配慮者への防災教育・訓練等の実施	1 章 15 節- 3
第 4 項	観光客等及び外国人に対する防災対策の充実	1 章 15 節- 3
第 16 節	防災関係機関の防災訓練の実施	
第 1 項	防災関係機関の防災訓練の実施	1 章 16 節- 1
第 17 節	災害復旧・復興への備え	
第 1 項	災害復旧・復興への備え	1 章 17 節- 1
第 18 節	防災知識の普及計画	
第 1 項	防災知識の普及	1 章 18 節- 1
第 19 節	自主防災組織整備計画	
第 1 項	自主防災組織育成計画	1 章 19 節- 2
第 2 項	自主防災活動計画	1 章 19 節- 2
第 3 項	事業所防災活動の推進	1 章 19 節- 2
第 20 節	ボランティアの環境整備計画	
第 1 項	ボランティアの環境整備	1 章 20 節- 1
第 21 節	地区防災計画の策定	
第 1 項	地区防災計画の策定	1 章 21 節- 1
第 22 節	災害教訓の伝承	
第 1 項	災害教訓の伝承	1 章 22 節- 1
第 23 節	津波災害に関する調査及び観測等の推進	
第 1 項	津波災害に関する調査及び観測等の推進	1 章 23 節- 1

第2章 津波災害応急対策計画

第1節	災害対策本部、災害警戒本部組織計画	
第1項	災害対策本部及び災害警戒本部組織計画	2章1節-1
第2節	職員の参集及び動員	
第1項	動員配備・応急活動体制	2章2節-1
第3節	発災後の情報の収集及び通信の確保	
第1項	津波に関する情報の迅速な伝達等	2章3節-1
第2項	通信手段の確保	2章3節-21
第4節	広域応援活動計画	
第1項	広域応援活動	2章4節-1
第2項	自衛隊派遣要請・受入体制の確保	2章4節-1
第5節	救助・救急及び消火活動	
第1項	救助・救急活動	2章5節-1
第2項	消火活動	2章5節-2
第6節	医療救護活動	
第1項	医療活動	2章6節-1
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	
第1項	陸上の交通対策	2章7節-1
第2項	緊急輸送のための交通の確保	2章7節-1
第3項	緊急輸送	2章7節-2
第8節	避難収容活動	
第1項	避難誘導の実施	2章8節-1
第2項	避難所の開設、運営	2章8節-2
第3項	被災者の把握	2章8節-5
第4項	避難生活環境の確保	2章8節-5
第5項	要配慮者等を考慮した避難対策	2章8節-6
第6項	応急住宅の確保	2章8節-7
第7項	広域一時滞在	2章8節-7
第9節	食糧・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	
第1項	食糧の供給計画	2章9節-1
第2項	給水計画	2章9節-2
第3項	生活必需品の供給	2章9節-2
第10節	保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動	
第1項	保健衛生対策の実施	2章10節-1
第2項	防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施	2章10節-2
第3項	し尿、ゴミ、がれきの処理	2章10節-3

第 11 節	行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	
第 1 項	行方不明者及び遺体の捜索	2 章 11 節- 1
第 2 項	遺体の確認、埋葬の実施	2 章 11 節- 2
第 12 節	被災地、避難先及びその周辺の秩序維持	
第 1 項	被災地、避難先及びその周辺の秩序維持	2 章 12 節- 1
第 2 項	帰宅困難者対策	2 章 12 節- 2
第 13 節	ライフライン施設の応急復旧	
第 1 項	ライフライン途絶時の代替対策	2 章 13 節- 1
第 2 項	ライフライン施設の応急復旧	2 章 13 節- 2
第 3 項	事業者間の連絡・協力	2 章 13 節- 5
第 14 節	被災者等への的確な情報伝達活動	
第 1 項	被災者・町民への的確な情報伝達	2 章 14 節- 1
第 2 項	相談窓口の設置	2 章 14 節- 2
第 3 項	町民等からの被災者の安否確認について	2 章 14 節- 2
第 15 節	二次災害の防止活動	
第 1 項	水害対策	2 章 15 節- 1
第 2 項	建物等の倒壊対策	2 章 15 節- 2
第 3 項	爆発及び有害物質による二次災害対策	2 章 15 節- 2
第 4 項	宅地等の崩壊対策	2 章 15 節- 3
第 16 節	自発的支援の受入れ	
第 1 項	ボランティアの受入れ	2 章 16 節- 1
第 2 項	義援物資、義援金の受入れ	2 章 16 節- 2
第 17 節	災害救助法の適用	
第 1 項	災害救助法の適用	2 章 17 節- 1
第 18 節	文教対策	
第 1 項	学校教育対策	2 章 18 節- 1
第 2 項	文化財保護対策	2 章 18 節- 2
第 19 節	農林水産関係対策	
第 1 項	農産物応急対策	2 章 19 節- 1
第 2 項	家畜応急対策	2 章 19 節- 2
第 3 項	林産物応急対策	2 章 19 節- 2
第 4 項	水産物応急対策	2 章 19 節- 2

第 3 章 復旧・復興計画

第 1 節	地域の復旧・復興の基本的方向の決定	
第 1 項	被害が比較的軽い場合の基本的方向	3 章 1 節- 1
第 2 項	被害が甚大な場合の基本的方向	3 章 1 節- 1

第2節 迅速な現状復旧の進め方

第1項 公共施設災害復旧計画----- 3章2節-1

第2項 激甚災害の指定----- 3章2節-1

第3節 計画的復興の進め方

第1項 震災復興対策本部の設置----- 3章3節-1

第2項 震災復興方針・計画の策定----- 3章3節-1

第3項 震災復興事業の実施----- 3章3節-2

第4節 被災者の生活再建等の支援

第1項 被災者への広報及び相談窓口の設置----- 3章4節-1

第2項 生活確保資金の融資等----- 3章4節-2

第3項 雇用の確保----- 3章4節-2

第4項 税対策等による被災者負担の軽減----- 3章4節-3

第5項 住宅確保の支援----- 3章4節-3

【南海トラフ地震防災対策推進計画編】

第1章 総則

- 第1 推進計画の目的----- 1
- 第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱----- 1

第2章 関係者との連携協力の確保

- 第1 資機材、人員等の配備手配----- 2
- 第2 他機関に対する応援要請----- 2
- 第3 帰宅困難者への対応----- 3

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

- 第1 津波からの防護----- 4
- 第2 津波に関する情報の伝達等----- 4
- 第3 避難指示等の発令基準----- 4
- 第4 避難対策等----- 4
- 第5 消防機関等の活動----- 6
- 第6 水道、電気、ガス、通信、放送関係----- 6
- 第7 交通----- 6
- 第8 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策----- 6
- 第9 迅速な救助----- 7

第4章 時間差発生における円滑な避難の確保等

- 第1 南海トラフ地震に関する情報の発表時の対応----- 8
- 第2 調査中情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置----- 10
- 第3 巨大地震警戒情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置----- 10
- 第4 巨大地震注意情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置----- 15

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

- 第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項----- 16

第6章 防災訓練計画

- 第1 訓練の実施基準----- 17
- 第2 防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項----- 17

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

- 第1 地震防災上必要な教育----- 18
- 第2 地震防災上必要な広報----- 19